海上保安大学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令の一部を改正する庁令

海上保安大学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令（昭和三十六年海上保安庁令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第五条の三　海上保安大学校に、海上保安国際研究センター（以下「センター」という。）を置く。	**第五条の三**　海上保安大学校に、国際海洋政策研究センター（以下「センター」という。）を置く。
2～4　（略）	2～4　（略）
5　センター長は、海上保安庁長官が指名する者をもって充てる。	（新設）
6・7　（略）	5・6　（略）
8　副センター長は、教授のうちから、海上保安庁長官が指名する者をもって充てる。	7　センター長及び副センター長は、教授のうちから、海上保安庁長官が指名する者をもって充てる。
9　センターに、研究調整官を置き、教授のうちから、海上保安大学校長が指名する者をもって充てる。	（新設）
10　研究調整官は、命を受けて、センターの所掌に係る研究に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	8　センターに、主任研究員を置き、教授及び准教授のうちから充てる。
11　センターに、主任研究員を置き、教授及び准教授のうちから、海上保安大学校長が指名する者をもって充てる。	（新設）
12　（略）	9　（略）
13　センターに研究員を置き、教授、准教授、助教及び講師のうちから、海上保安大学校長が指名する者をもって充てる。	10　センターに研究員を置き、教授、准教授、助教及び講師のうちから充てる。
14～19　（略）	11～16　（略）
20　センターに、センター教官を置き、教授、准教授、助教又は講師のうちから、海上保安大学校長が指名する者をもって充てる。	17　センターに、センター教官を置き、教授、准教授、助教又は講師のうちから充てる。
21　（略）	18　（略）
第七条　事務局に、総務課、人事厚生課及び会計課を置く。	**第七条**　事務局に、総務課及び会計課を置く。
第八条　総務課においては、次の事務をつかさどる。	**第八条**　総務課においては、次の事務をつかさどる。
一～四　（略）	一～四　（略）
（削る）	五　職員及び学生の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
（削る）	六　職員及び学生の福利厚生に関すること。
（削る）	七　学生の給食に関すること。
五・六　（略）	八・九　（略）
第八条の二　人事厚生課においては、次の事務をつかさどる。	（新設）
一　職員及び学生の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。	
二　職員及び学生の福利厚生に関すること。	
三　学生の給食に関すること。	

附　則

この庁令は、令和五年四月一日から施行する。